

# 福岡県労連

## KEN & ROREN

ZENROREN

2018  
3月号  
No.137

発行所 福岡県労働組合総連合  
〒812-0016 福岡市博多区博多駅南  
1-9-8 ケイ・アイビル 2F  
☎092-433-1833 FAX092-433-1822  
編集発行 福岡県労働組合総連合  
福岡県労連 検索



〔定価〕  
1部10円

ホームページ 単産・単組の専用ページパスワード:sakurasaku (4/1~4/30)



3・7 全労連・春闘共闘中央集会

# 18春闘 奮闘中!



3・15 NTT通信労組ストライキ



3・15 小倉駅前宣伝

## 格差をなくし8時間労働で 安心の暮らし実現を

全労連と国民春闘共闘は「18国民春闘勝利!安倍9条改憲NO!大幅賃上げ・底上げ!労働改悪阻止!労働者総決起3・7中央行動」を開催。全国から2000人の組合員が参加しました。当日は、全労連非正規センター・全労連女性部の早朝宣伝に始まり、厚労省・人事院前での労働者総決起行動、国会請願デモ、議員要請行動などが取り組まれ、各単産も独自の行動をおこないました。



3・20 郵産労ストライキ



3・15 博多駅前宣伝

福岡でも3月14日を回答指定日として、団体交渉の開催と回答を求める行動が行われ、翌15日にはストライキを含む全国統一行動が取り組まれました。18日には、福岡での決起の場である「3・18いのちと暮らしを守る福岡県集会」が開催され、5000人が福岡市冷泉公園に集まりました。



3・14 建設アスベスト訴訟東京高裁判決

### 第89回 メーデーに 参加しよう!

●第89回 福岡県中央統一メーデー  
日時 5月1日(火)10時開会  
場所 冷泉公園(福岡市博多区)



- 北九州地区 10時  
北九州市・勝山公園
- 京築地区  
場所・時間未定
- 直轄地区 13時  
直方市・須崎町公園
- 嘉飯山地区 18時  
飯塚市・立岩公民館 予定
- 筑後地区 10時  
久留米市・小頭町公園
- 大牟田地区 10時  
大牟田市・築町公園 予定
- 東部地区 17時30分  
古賀市役所駐車場
- 田川地区 9時30分  
田川市青少年文化ホール

県内の開催状況

8億円の値引きが行われた「森友学園」との国有地取引をめぐる、財務省が認めた決済文書の改ざん問題。「民主主義を支える国民共有の知的資源」(公文書等管理に関する法律)である公文書を14文書300か所にわたって改ざん。

削除を行い、1年以上も国会で虚偽の答弁を行ってきたことは、国民民主権と議会制民主主義を破壊する戦後最悪の犯罪行為です。県労連は、3月14日から博多駅前博多口で平日の夕方に毎日宣伝・抗議活動を行っています。

犯罪行為には、必ず利得する者がいます。今回の公文書の改ざん・削除で一番得をするものは誰なのか。誰が、誰の指示で、何の為に改ざん・削除を行ったのか。安倍首相は、佐川前理財局長に全ての責任を押し付けています。決して奮闘しましょう。

首相夫人を初め、佐川氏、首相付き職員、当時の理財局長などの証人喚問を行い、真相究明と内閣総辞職にむけて奮闘しましょう。

## 安倍内閣は総辞職せよ

森友・公文書改ざん事件



2018年2月26日18時〜六本松総合法律事務所での会議室をお借りして、9人の事務員さんと県労連から小川さんも参加して第1回ちよいカフェ・ふくほろの開催です!カフェなので、お茶とお菓子もあるのです。

福法労OB上村保さんによる「有期労働者の無期転換」講座の後には、職場にいるパートさんは5年以上働いているけど、いつから申込できるのか?という具体的な話や、生活保護基準と納税の関係、結婚できない、一人暮らしできないのは非正規と低賃金が理由であること、若い世代に労働者の権利を伝える難

しきなど、次から次に話が広がり、久しぶりに顔を合わせた仲間たちと有意義なひとときを過ごしたのでした。職場には事務員1人で身近に相談する人もいないなという事務員さんが気軽に話にこれるように、これから毎月20日に開店します!是非遊びに来て下さいね。(福法労 藤岡恵美子)

## 「ちよいカフェ・ふくほろ開店!」 福法労の取り組み



3・18いのちと暮らしを守る福岡県集会

# 安倍政権打倒をめざして たたかおう



6野党が、はじめて揃う

## 立場の違いを越えて連帯誓う

憲法・反戦・脱原発・脱貧困・労働・人権を訴える総がかり行動として「いのちと暮らしを守る福岡県集会」が、3月18日福岡市冷泉公園で5000人が参加して行われました。

主催者挨拶の後、糸数慶子参議院議員（沖縄の風代表）がゲストスピーカーとして沖縄のたたかいを報告し「日本全土が沖縄化していつている。みな

さんと一緒に安倍政権打倒をめざして頑張ろう」と語りました。各層から青年・女性・中小業者・医療・脱原発・労働者の6人のスピーチのあと、立憲民主党の山内康一衆院議員、日本共産党の仁比聡平参議院議員、民進党の大島九州男参議院議員、希望の党の稲富修二衆院議員、社民党の村山弘行県連幹事長、緑の党の荒木龍昇福岡市議が安倍政権打倒の連帯の来賓挨拶を行いました。（民進党・野田国義参議院議員からメッセージを紹介）参加者は、3コースに分かれて市内をデモ行進し、沿道の市民に訴えました。

## 建交労 「安倍改憲NO!」 合同署名宣伝行動実施



天神パルコ前での署名行動

建交労福岡県本部は、2月18日11時より天神で「安倍改憲NO!」3支部合同署名宣伝行動を24人の参加で行いました。行動は1時間30分の取り組みでしたが建交労ポケットティッシュ1,000枚・安倍改憲NOビラ1,000枚を配布し18筆の署名を集めました。

建交労県本部の2月19日現在の署名の到達は1,913筆で組合員一人約4筆の取り組みとなっています。全組合員が10筆の取り組みをやりきり、署名目標4,500筆を達成しようと、3月20日までに「100筆チャレンジ」30人以上の登録を進めています。また、合同署名宣伝行動を3月18日に再度実施し、署名運動に弾みをつけようと頑張っています。（建交労福岡県本部 松田）

## 安倍さんの加憲はキケン

### 「自衛隊」を書き加えるだけ？ 安倍9条改憲で、何が変わるの？

「憲法9条に「自衛隊」を書き加えるだけで、何も変わらない」と安倍首相は言います。また、「災害救助を含め、24時間任務を果たしている自衛隊の存在をしっかりと憲法に明記し、「自衛隊が違憲かもしれない」などの議論が生まれる余地をなくすべき」と言います。本当でしょうか？

### 書き加える「自衛隊」は、「戦争法にもとづく自衛隊」

加憲される自衛隊は「災害救助のために頑張る自衛隊」ではありません。2015年9月成立の戦争法によって、集団的自衛権の行使が一部認められた自衛隊です。日本が攻撃されなくても、「日本の安全と存立が脅かされる」と判断された場合、いつでも、どこでも、米軍とともに戦うことを任務とする自衛隊＝「戦争する自衛隊」を憲法で認めようというのです。

### 「後法優位」が法律の原則 加憲で、9条2項は空文化＝死文化

法律には、「後法は前法に優先する」という原則があります。9条3項に自衛隊の存在を明記すれば、「戦力を保持しない」と決めた9条2項と矛盾します。その場合、「後法優位の原則」で、2項が空文化＝死文化されてしまうことになるでしょう。海外の武力行使の「歯止め」である9条が、180度変えられ、憲法の平和主義が壊されてしまいます。

### 9条が変わると 社会全体が「軍国主義」化

「9条加憲」の影響は様々な分野に広がります。財政支出も、経済活動も、学問研究も軍事優先。アメリカの言い値で武器を買われ、防衛費は増大する一方、福祉は切り捨て。「戦争する国の人づくり」として教育をゆがめ、海外に武器を売り込む国になるなど、社会全体が「軍国主義」化してしまいます。日本の未来は、それでよいのでしょうか。

《全労連新聞 2018年1月号外より》

### この本 おすすめ



## 職場を変える 秘密のレシピ47

アメリカの「レイバー・ノーツ」が発行した本を、日本労働弁護団が中心になり訳した本。

この本は、わくわく講座閉校式講師の岡山労働者学習協会の長久さんより「今の組合活動をどうえ返さるかに進化させるための必読書」として紹介された。県労連ではさっそく50冊を取り寄せ30冊はすでに普及。アメリカの組合活動がベースになっているので条件は違

※県労連事務所にて 1500円で販売

(ふくやまけいじ)

## 編集 後記

◆①ヒキ、②ゴマ、③サイ、④バカ、⑤ヘリクツ、これは青年期の職場の先輩に教えてもらった出世の順番です。一番は「ヒキ」人脈のこと。二番は「ゴマ」ゴマすりのこと。三番は「サイ」妻や才能のことだそうです。四番は「バカ」呼んで字のごとく馬鹿です。最後が「ヘリクツ」屁理屈を言う人のこと。その先輩は「俺達は出世しないなあ」と言っていました。◆森友の決済文書の改ざん事件。嘘とごまかし、主権者とその代表者である国会(国会議員)が欺かれた重大事件です。スーダンPKOの報告文書の破棄、裁量労働の資料の改ざんなど目に余ります。安倍内閣は、内閣人事局を設置し、官僚人事を掌握しています。マスコミもやっと内閣人事局の問題に絞った報道も始まっています。◆憲法15条2項は「すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と規程しています。それは、憲法が国民の基本的な人権を保障する為に国や公共部門に多くの役割を期待しているからです。だから、各行政機関は自らの存在意義をかけて憲法に規定された国民の権利を守る為にその力を尽くそうとするのです。地方公共団体も同じです。◆1947年制定当初の国家公務員法は、職員は上司の職務命令に対して意見を述べることが出来る規程がありました。48年のスト権剥奪時にこの規程も剥奪されました。強い独立性を持った人事院の力を取り戻すことが必要ですが、原点に立ち返って憲法に基づく公務員制度の論議が必要です。(は)